

第22号議案

平成27年度 吉川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成27年度吉川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	28,370 戸
(2) 年間総配水量	7,596,330 m ³
(3) 一日平均配水量	20,755 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			1,499,450 千円
第1項 営業収益			1,243,697 千円
第2項 営業外収益			255,751 千円
第3項 特別利益			2 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			1,436,649 千円
第1項 営業費用			1,313,207 千円
第2項 営業外費用			116,863 千円
第3項 特別損失			5,579 千円
第4項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額193,467千円は、過年度分損益勘定留保資金124,897千円及び減債積立金68,570千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			136,645 千円
第1項 分担金			136,080 千円
第2項 固定資産売却代金			565 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			330,112 千円
第1項 建設改良費			71,986 千円
第2項 企業債償還金			258,126 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 職員給与費 | 100,792 千円 |
| (2) 交際費 | 30 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

平成27年3月23日提出

吉川市長 中原恵人